

TOPICS



外国人住民に係る

住民基本台帳制度について

総務省

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行したことに伴い、平成24年7月9日（施行日）から、外国人住民（注）の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市町村において「住民票」が作成されます。

これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村の行政の合理化を図ることができるようになります。外国人登録法は廃止になりました。

お問い合わせは、総務省コールセンター（多言語電話相談窓口） ☎ 0570-066-630（ナビダイヤル）又は総務省HP（外国人住民に係る住民基本台帳制度について）まで。

注 入管法の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」や「特別永住者」などであつて、市町村の区域内に住所を有する方をいいます。上

陸・在留に際し、「技能実習」又は「研修」の在留資格が決定され、かつ、その在留資格の在留期間が3月を超えているとき（例・6月、1年）は、中長期在留者に該当します。

◆ ◆
Q1 現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか？

A1 一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。

Q2 新規に入国した外国人はど

のような手続きが必要になりますか？

A2 住所を定めた後、新住所の市町村へ入国の際に空港などで交付された在留カードなどを持参し、転入の届出をしていただくこととなります。なお、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書が必要となりますので、ご注意ください。

Q3 日本で出生した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

A3 外国人が日本で出生した場合、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞存者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に滞在する場合においては、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。

Q4 新しい制度では、引っ越しをした時には外国人も転出の届出が必要になるって本当です

か？

A4 新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

Q5 外国人の夫（妻）と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身（本人）となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫（妻）にすることは可能ですか？

A5 可能です。新制度では外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。

Q6 外国人住民も住基カードは作れますか？

A6 作ることができます。ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以降になります。